7　新用途米穀の適正な流通の確保に関する事項

8　米穀の出荷又は販売の事業の概要（生産製造連携事業に生産者が行う米穀の出荷又は販売の事業が含まれる場合）
（別紙５）

9　飼料製造を行う事業場等の概要（生産製造連携事業に飼料の製造に関する措置が含まれる場合）
（別紙６）

１０　生産製造連携事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
（別紙７）

１１　その他生産製造連携事業の実施に関する重要事項

（備考）
その他、以下の書類を添付すること。

1　計画の申請をしようとする者が法人である場合には、その定款又はこれに代わる書面

2　計画の申請をしようとする者が個人である場合には、その住民票の写し

3　計画の申請をしようとする者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

4　生産製造連携事業の用に供する施設の規模及び構造を明らかにした図面

5　新用途米穀に係る売買契約書の写し

6　生産製造連携事業に促進事業者が含まれず、４の（４）の記載をしない場合は、製造事業者が新用途米穀加工品を販売する主たる販売先の概要、当該販売先の事業者が製造若しくは生産又は販売する新用途米穀加工品を原材料とする加工品又は特定畜産物等の概要に関する資料

（別紙２）

新用途米穀の生産を行う生産者と水田の地番等の一覧

（単位：ａ、ｋｇ）

地域	生産者氏名	水田の地番	作付品種	面積	生産数量
	計				
	計				
計					

（注）毎年の作付けに応じて変更すること。